

海区漁業調整委員会委員 選挙人名簿の縦覧

この選挙人名簿は、毎年9月1日現在の申請などに基づいて作成し、12月5日に名簿の登録を確定します。

今回この名簿に登録されないと、名簿の有効期間である1年間は登録されません。登録に該当する方は、確認をしてください。

縦覧期間

10月20日(土)～11月3日(土)

8時30分～17時

縦覧場所・問合せ

市庁舎別館3階

市選挙管理委員会事務局

TEL0897-52-11263

特別児童扶養手当の支給

心身に障害のある児童の福祉の増進を図るため、児童を監護する父親か母親、養育者に手当を支給します。

手当を受給している方は、年1回の現況届が必要です。

支給資格

○児童が障害を受給事由とする公的年金を受けていないこと

○障害者が20歳未満であり、

法律で定める程度の状態であること

○児童が児童福祉施設などに入所していないこと

○監護する人の所得が限度額を超えていないこと

支給金額

○障害の程度が1級の場合

月額5万750円

○障害の程度が2級の場合

月額3万3800円

申請先

○市庁舎別館社会福祉課

障害者福祉係

TEL0897-52-11214

○各総合支所市民福祉課

福祉係

視覚障害のある方にテープ 図書を貸し出しています

市では視覚に障害のある方を対象にテープ(録音)図書

の貸し出しを行っています。

利用できる方

著作権の関係上、視覚障害

の身体障害者手帳を所持して

いる方のみ利用できます。

利用方法

利用するには事前に登録が

必要です。登録を希望される

方は、社会福祉課へ電話をし

てください。貸し出しを受け

る場合は、貸出場所へ直接出

向くか電話をしてください。

都市計画「特別用途地区」の 変更(素案)に係る説明会を 開催します

市では、多様な都市機能や公共施設が集まる中心市街地の活性化を図るとともに、市全体として均衡のとれたまちづくりをめざすため、市内の準工業地域全域に大規模集客施設の立地を規制する特別用途地区の指定を計画しています。

都市計画素案の説明と意見の陳述についての説明会を次の日程で開催します。

説明会の開催日時・場所

●10月22日(月) 19時～
市庁舎別館4階 41会議室

●10月23日(火) 19時～
東予総合福祉センター2階 会議室1・2

都市計画素案の内容

- 名称 大規模集客施設制限地区
- 区域 準工業地域全域(西条市域)
- 対象の建物
用途: 劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車(舟)券売場、その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分。
- 規模: 床面積の合計が1万㎡を超えるもの(劇場、映画館、演芸場、観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る)

●問合せ 市庁舎別館都市計画整備課
都市計画係 TEL0897-52-1238

る場合は、貸出場所へ直接出向くか電話をしてください。

貸出場所

総合福祉センター(もてこ

い元気館)1階 図書・テ

ープライブラリー

TEL0897-55-0294

貸出日時

毎週水曜日(祝日・年末年

始を除く) 9時～正午

所蔵テープ

時代小説、現代小説、エッ

セイ、サスペンス小説、文芸

図書など

問合せ

市庁舎別館社会福祉課

障害者福祉係

TEL0897-52-11214

秋の行政相談週間 10月15日(月)～21日(日)

総務省では、行政相談制度を広く国民に知ってもらうため、その利用を促進するため「行政相談週間」を定め、全国的に各種の行事を行います。

市では行政相談を毎月実施しており、総務大臣から委嘱された行政相談委員の皆さん

が、道路、交通安全、登記、郵便、消費生活、社会福祉、年金など、行政サービスの改善に関する意見・要望などの相談ののつてくれます。

行政相談の日時や場所は、本紙「定期無料相談」のペー

ジ(今月号は34ページ)に掲載しています。

行政相談委員(敬称略)

○近藤博幸(大町)

○船草 清(氷見乙)

○竹本 節(広江)

○佐伯正昭(丹原町高松)

○戸田裕喜(小松町新屋敷)

●問合せ 市庁舎本館市民相談課

市民相談係

TEL0897-52-11243



行政相談委員は市民と行政のパイプ役として、皆さんの相談ののつてくれます。相談は無料で、秘密は厳守します。